

令和7年度使用教科用図書採択基準

東青地区教科用図書採択協議会

東青地区の市町村立小学校及び中学校の児童生徒が令和7年度において使用する教科用図書の採択は、この基準により行うものとする。

- 第1 採択権者は、学校教育における教科用図書の重要性にかんがみ、適正にその採択を行わなければならない。
- 第2 教科用図書の選定に当たって考慮すべき一般的事項は、おおむね次のとおりとする。
 - 1 教育基本法に定める教育の目的、方針並びに学校教育法に定める学校の目的及び教育の目標に一致し、これに反するものでないこと。
 - 2 学習指導要領の趣旨を十分生かし、時代の進展に應ずるとともに、人間性の育成に対する配慮がなされていること。
 - 3 地域の教育方針や学校の教育目標及び方針に適応できるものであること。
 - 4 地域や学校の実情及び児童生徒の実態に応じて、授業を効果的に展開できるものであること。
 - 5 表記・表現が適切であるとともに、印刷・製本・体裁についても必要な配慮がなされていること。
- 第3 小学校及び中学校で使用する教科用図書については、特別支援学級で使用する学校教育法附則第9条に規定する教科用図書を除き、小学校においては令和5年度に採択した教科用図書を、中学校においては「中学校用教科書目録（令和7年度使用）」の中から令和6年度に採択した同一の教科用図書を使用する。
- 第4 小学校及び中学校の特別支援学級で使用する学校教育法附則第9条に規定する教科用図書については、小学校及び中学校の通常の学級で使用する教科用図書（検定教科書）と同一のものを、児童生徒の能力の実態に応じて使用学年を調整して使用する。
- 第5 小学校及び中学校で使用する教科用図書は、この採択基準及び選定に必要な資料、青森県教育委員会の指導・助言をもとに採択する。